

1. 議事日程

(産業厚生常任委員会)

令和4年 9月 16日
午前 9時00分 開会
於 議場

1、開 会

2、議 題

(1) 議案審査【福祉保健部】

①議案第52号 安芸高田市子育て支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

(2) 報告事項【福祉保健部】

①たかみや児童クラブについて

(3) 議案審査【建設部】

①議案第53号 広島県水道広域連合企業団の設立について

3、その他

(1) 閉会中の継続調査について

4、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。(8名)

委員長	大 下 正 幸	副委員長	芦 田 宏 治
委員	田 邊 介 三	委員	児 玉 史 則
委員	熊 高 昌 三	委員	秋 田 雅 朝
委員	金 行 哲 昭	委員	石 飛 慶 久

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員外議員 (なし)

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名(10名)

市 長	石 丸 伸 二	副 市 長	米 村 公 男
総 務 部 長	行 森 俊 莊	福祉保健部長兼福祉事務所長	大 田 雄 司
建 設 部 長	河 野 恵	総 務 課 長	新 谷 洋 子
子育て支援課長	佐 藤 弘 美	上 下 水 道 課 長	佐々木 宏

総務課行政係長 下瀬 秋穂 子育て支援課保育係長 国 広 美佐枝

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（4名）

事務局 長 毛利 幹夫 事務局 次長 久 城 祐 二
事務局 主査 日 野 貴 恵 事務局主任主事 山 口 渉

~~~~~○~~~~~

午前 9時00分 開会

- 大下委員長 ただいまの出席委員は8名でございます。  
定足数に達しておりますので、これより第10回産業厚生常任委員会を開会いたします。  
本日の議題は、お手元にお配りしておりますとおり、2件の議案審査、1件の報告事項を受けます。  
議事に先立ち、石丸市長から挨拶を受けます。  
石丸市長。
- 石丸市長 それでは、上程しました議案等について、審議を頂きます。よろしくお願ひします。
- 大下委員長 それでは議事に入ります。これより議案審査を行います。  
議案第52号「安芸高田市子育て支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
執行部より説明を求めます。  
大田福祉保健部長。
- 大田福祉保健部長 おはようございます。  
それでは、議案第52号「安芸高田市子育て支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」について説明をいたします。  
令和4年10月1日から、市役所の開庁時間が、午前9時から午後5時に変更されることに伴い、子育て支援センターの利用時間を変更するものです。なお、子育て支援センターの業務内容につきましては、資料に基づき、担当課長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。
- 大下委員長 佐藤子育て支援課長。
- 佐藤子育て支援課長 おはようございます。  
子育て支援センターの内容につきまして、説明資料により説明をさせていただきます。  
子育て支援センターは、育児家庭のサポートを行い、保護者の悩みや不安を取り除き、公共の場で交流を図ることで、子育て世帯の孤立を防ぐことを目的としております。  
子育て支援センターの機能は、子育て支援課内にあり、職員、保健師、保育士、母子父子自立支援員、家庭児童相談員、子育て支援員が電話や面談による相談業務を行っております。  
また、隣接するプレイルームでは、子育て中の親子の交流の場として、親子交流会、親子体操、オンラインによるおしゃべり広場などの事業を展開しております。子育て支援センターの機能についての説明を終わります。
- 大下委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。  
田邊委員。
- 田邊委員 開庁時間に伴って時間変更ということなんですけれども、この短くなった時間、いわゆる8時半から9時までの間と、17時から17時15分までの

間の利用者は、今までどのようなようになってたんでしょうか。

○大下委員長 答弁を求めます。

佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長 時間ごとによります利用者については、数値を計測しておりませんので、お答えできません。

○大下委員長 ほかに質疑はありますか。

田邊委員。

○田邊委員 数値を取ってないということなんですけども、じゃあ具体的に、例えばこの時間変更によって、何か影響があるということはどのように考えておられる、何かその影響があるかなという予想はされてるんでしょうか。

○大下委員長 答弁を求めます。

佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長 時間変更につきまして、大きな影響があるというものは今は想定しておりません。

緊急時の対応等につきましては、今までどおり、電話等での対応を継続いたしますので、問題はないと考えております。

○大下委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○大下委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○大下委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第52号「安芸高田市子育て支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大下委員長 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第52号の審査を終了いたします。

ここで、説明員一部退席のため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 9時05分 休憩

午前 9時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下委員長 休憩を閉じて、再開いたします。

次に、福祉保健部に係ります「たかみや児童クラブについて」の報告を受けます。

執行部より説明を求めます。

大田福祉保健部長。

○大田福祉保健部長 それでは、引き続きよろしく願いいたします。

ウッドショック以降、整備を延期しています「たかみや児童クラブ」について、現在、既存施設を改修する整備方法を保護者の皆さんへ提案をしています。

内容につきましては、資料に基づき、担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○大下委員長 佐藤子育て支援課長。

○佐藤子育て支援課長 それでは、既存施設「高宮物産館」の改築につきまして、説明資料を御覧ください。

安芸高田市高宮物産館は、若者定住緊急プロジェクトで平成8年、9年に整備され、当時はレストランとして使用されておりました。また、令和2年度末までは「高美園」が利用されていた施設です。かなり広い施設ですので、図面の太枠で囲っております全体の3分の2程度の整備を検討しております。

保護者説明会は、2回実施しました。また、9月9日の説明会終了時には、保護者の皆さんに当施設を見学していただいております。今後も2回の現地見学会を実施する予定です。

以上で説明を終わります。

○大下委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

金行委員。

○金行委員 報告会で、今のところ何人ぐらい希望者がいらっしゃいますか。ちょっと1点お尋ねします。

○大下委員長 答弁を求めます。

佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長 第1回目の8月19日の報告会に、保護者3名、施設関係者2名、計5名でございます。9月9日の報告会では、保護者13名、施設関係者2名の15名の参加を頂いております。

○大下委員長 ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 施設については、私もよく存じておりますので、利活用できればいいなという思いで受け止めましたけども、周辺の駐車場といいますか、出入り口とか、あの辺がずっと、特に川側ですか、あっちの出入り口等が見通し等が悪いような気がして、ずっとおっただんですけども、人がたくさん出入りするということになれば、そういった周辺の安全管理も含めて、どのように考えておられるか、お伺いしたいと思います。

○大下委員長 答弁を求めます。

佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長 施設周辺の安全管理でございますが、道路側に関しましては、児童が飛び出さないように、フェンス等の設置を考えております。

また、駐車場につきましては、既存施設の田園パラッツォやJAさんのAコープさんの駐車場を御利用いただくように考えております。

あと周辺の街灯につきましても、夜間、送迎時が暗くなることが想定

されますので、そういうものにつきましても、検討をしております。

○大下委員長 ほかに質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋田委員 今後のスケジュールなんですが、ここに書いてございます、今年度中に設計業務ということになって、あと今9月だからもう半年ですか、の間にやっていかれるんでしょうけども、これが遅れては、また次々残っていくんで、そんなことはないと思うんですが、そこらあたりの計画性はきちんと立てていらっしゃるんでしょうか。設計計画ができて、令和5年度から仕事にきちっと入れるというスケジュール的なもの。

○大下委員長 答弁を求めます。

大田部長。

○大田福祉保健部長 現在、保護者の皆さんに御提案をしています。今、秋田委員がおっしゃったように、このスケジュールというのは、非常にまだぶれる可能性があります。そのことは、保護者の皆さんにも御了解を頂いております。

ただ、御存じのように、当初新築で建てるというのが、統合委員会の中で決められておった内容だと思います。なので、保護者の皆さんに、いま一度市が考えている方法、これでよろしいかということをお提案しております。その回答を少し待つような形になりますので、時間的なものがずれ込む可能性というのは、当然あり得ます。早く保護者の皆さんから御回答いただければ、適正なタイミングで予算計上をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○大下委員長 ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員 先ほど説明にあった統合委員会の住民委員会での約束事といいますか、新しく新築で建てるという前提があって、それができないから、代替施設といいますか、既存施設の有効活用という方向性を出されたと思うんですけど、これもし、この案が保護者の同意が得られないということになったら、またやはり、そこは方針転換をしていくようなことも考えられるんでしょうか。

○大下委員長 答弁を求めます。

大田部長。

○大田福祉保健部長 はい、保護者の皆さんには、そのように伝えてあります。

○大下委員長 ほかに質疑はありませんか。

石飛委員。

○石飛委員 説明会を開かれて、保護者のほうから意見が出たと思うんですが、このたび本庁のほうは、開庁時間を変更するという形で動いています。

このたかみや児童園は、本庁ではないんですが、究極的な子育て支援課が管轄する中の、この子ども発達支援センターの設置及び管理条例によると、開庁時間は8時半から5時15分という、利用センター条例で決まっていますよね。その辺の関連は、今後どのようにされるんでしょうか。

- 大下委員長 石飛委員に申し上げます。  
 ちょっと質問の内容が違うのではないですかね。これはたかみや児童クラブの問題ですんで。
- 石飛委員 ああ、そうか、児童クラブか。
- 大下委員長 前段の議案第52号とは違いますんで。  
 石飛委員。
- 石飛委員 失礼しました。ひだまりは子どもの発達支援センターとして利用は、  
 現在されてないんでしょうか。
- 大下委員長 これも違うんじゃないかな。
- 石飛委員 ああ本当。私がじゃあ勘違いしてたか。
- 大下委員長 勘違いしとると思われまして。
- 石飛委員 では、質疑ちょっと変えまして。
- 大下委員長 このたかみや児童クラブについての質疑ですので、よろしく願いいた  
 します。  
 石飛委員。
- 石飛委員 大変失礼しました。これらも、児童クラブの運営にしても、保護者の  
 ほうから本庁の開庁時間が変われば、利用時間も当然変わってくるだろ  
 うということが想定されると思いますよね。そうしたときの質問、質疑  
 というものは、保護者のほうからありませんでしたでしょうか。
- 大下委員長 答弁を求めます。  
 佐藤課長。
- 佐藤子育て支援課長 児童クラブの開庁時間には、変更がございません。今までどおりの時  
 間帯で運営をいたします。
- 大下委員長 石飛委員。
- 石飛委員 大変私も誤解がありまして、失礼しました。子どもの時間帯というこ  
 とは、受入時間帯がそのままではありますが、その関連業務的に、利用  
 時間の変更とかいうものは、ここに対しては受付はあるんでしょうか。
- 大下委員長 答弁を求めます。  
 佐藤課長。
- 佐藤子育て支援課長 児童クラブの運営につきましては、今までどおりの運営時間でござ  
 いますので、開庁時間の変更に伴う変更は一切ございません。
- 大下委員長 ほかに質疑はありませんか。  
 [質疑なし]
- 大下委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、たかみや児童クラブに  
 ついての報告を終了いたします。  
 ここで、説明員入替えのため、暫時休憩いたします。  
 ~~~~~○~~~~  
 午前 9時15分 休憩
 午前 9時17分 再開
 ~~~~~○~~~~
- 大下委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議案第53号「広島県水道広域連合企業団の設立について」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長 おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、議案第53号について、要点を説明します。

本案は、広島県と安芸高田市を含む14市町の水道事業の経営に関する事務、水道用水供給事業及び工業用水道事業の経営に関する事務を処理するため、広島県水道広域連合企業団を設置することに伴い、同企業団規約を制定することについて、関係地方公共団体と協議をするため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細は、担当課長から説明いたします。

○大下委員長 佐々木上下水道課長。

○佐々木上下水道課長 それでは、説明資料により、広島県水道企業団設立準備協議会で取りまとめた、広島県水道企業団事業計画及び企業団規約について、説明をいたします。

まず、ここまでの取組ですけれども、令和3年4月企業団への参加意向を示した市町と県で、広島県における水道事業の統合に関する基本協定を締結し、水道企業団の設立に向け、これまで1年4か月にわたり検討を進め、7月25日の協議会において、事業計画と企業団契約を取りまとめました。

それでは広島県水道企業団事業計画概要版1ページ目をお願いいたします。

この事業計画では、企業団の事業開始から10年間、令和5年から14年度までの組織体制、業務運営、施設整備、財政運営など、水道事業の運営する上での基本的な事項や、具体的な事業内容を取りまとめています。

2ページ。組織職員体制ですが、地方自治法の規定に基づき、企業団議会、企業庁、監査委員、選挙管理委員会を設置することとしております。事務局は本部と15事務所体制とし、事業開始の職員定数は370人としています。なお、令和5年度の職員は、構成団体からの派遣を受けて事業を執行いたします。

3ページ。業務運営ですが、事業開始は14市町と県の現行体制を維持しつつ、構成団体のノウハウや技術力を結集し、順次、業務の効率化、業務水準、住民サービスの向上を図っていきます。

4ページ。施設の整備では、将来の水需要の減少に見据え、施設の再編整備と最適化を図り、また、施設の強靱化やバックアップ機能の強化に取り組み、基幹管路の耐震化率については、令和14年度までに全国平均以上に引き上げることを目標としております。

5ページ、財政運営ですが、会計は、構成団体ごとに区分経理し、効率かつ効果的な財政運営を行うとともに、構成団体別の現行の料金体系を維持してまいります。また、十年間での収支状況を試算した結果、構

成団体が、単独経営を維持する場合と比べ、全ての会計で収支が改善し、水道料金の上昇額の抑制を見込めることとなります。

6ページ。今回の施設、再編整備や維持管理の効率化、D Xの推進により、コスト縮減、経営統合を機に、10年間で交付される交付金収入の数などにより、40年間で985億円。単年25億円。本市においても、78億円の統合効果が見られる見込みです。

15ページ。今後のスケジュールですが、14市町と県の9月議会に上程された企業団設立議案について、全ての議会で議決が得られれば、総務大臣に設立許可申請を行い、11月に企業団を設立。構成団体の長の選挙により、企業長を選任します。

企業団設立後、14市町と県の12月議会において、企業団議会議員を選出していただき、令和5年1月に関連条例や、令和5年度の企業団予算を審議する第1回企業団議会を開会を予定しています。

16ページをお願いいたします。土師浄水場の整備計画について、添付をしております。

17ページにおいては、整備概要、今後のスケジュール、費用の内訳、今後の事業の進め方について明記をしています。

続いて、議案の企業団規約を御覧ください。

地方自治法に基づいて策定が必要な企業団規約について取りまとめをしています。

第1条及び2条は、広域連合企業団の名称及び企業団を組織する構成団体14市町。7条から10条は、企業団議会の組織及び選挙の方法、任期。11条から19条は、企業長及び副企業長の選任方法及び任期と監査委員及び選挙管理委員会等の執行機関に関する事項。20条は、企業団の財務に関する事項をそれぞれ明記しています。

以上で説明を終わります。

- 大下委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
金行委員。
- 金行委員 2点ほど質疑させていただきます。  
2ページの、もう説明があったかも分かりませんが、安芸高田市のどこへ事務局本部ということになっておりますが、あれは事務局本部を安芸高田市に設けるということで理解してよろしいんですか。
- 大下委員長 答弁を求めます。  
佐々木課長。
- 佐々木上下水道課長 本市については、企業団本部の中の安芸高田事業所ということになりますので、今後、事務所ができて、今現在ある水道課、この位置に事業所として、我々はおることになります。
- 大下委員長 いいですか。  
金行委員。
- 金行委員 こういうことはないと思いますが、もし団体から脱退するというときには、何か課せられるルールというのはあるんですか。

- 大下委員長 答弁を求めます。  
佐々木課長。
- 佐々木上下水道課長 今回、この企業団に参加するという意味は、非常に大きいことと思っております。  
先ほど16ページで、施設の整備概要等説明をちょっとさせていただいたんですけども、今、何が課題なのかというと、これだけたくさんの施設があって、維持管理費用に大変費用がかかっている。で、これを今回再編することによりまして、効率的な維持管理、要は、維持管理の削減を求めた、こういう整備の内容となっております。  
ですので、将来的にこの企業団から抜けるということは、全く考えておりません。ですからそういうことはないというふうに思っております。
- 大下委員長 金行委員。  
○金行委員 今ので分かるけど、もし、もしですよ、うちの安芸高田市はないとしても、もしどうしてもいう、脱退する市町があった場合は、罰せることが、何かあるんですか。供託金は返してもらいうような、あつこまで考えなくていいと思うんですが、そういうことがルールであるんじゃないかと思うんですが、あるんですか、ないんですか、1点お聞きします。
- 大下委員長 答弁を求めます。  
佐々木課長。
- 佐々木上下水道課長 はい。本市においては、抜けることはありません。ただし、他の自治体が、そういうケース、例えば企業団の方針、そういうものに賛同できない、だから抜きたいというようなケースがあるかと思いますが、そのときの対処方法については、ちょっと我々の方ではまだ詳しく、その辺は理解できておりません。分かっておりません。
- 大下委員長 ほかに質疑はありませんか。  
田邊委員。
- 田邊委員 すいません。16ページの整備概要のこの図なんですけれども、浄水場を1つ新設という、土師ダムに新設して、全てのエリアに送水するということだと思うんですが、これ、あつてはならないというか、でも可能性としてはあるのは、ここの浄水施設が、例えば災害でストップしたとなれば、全域の水が止まるということになると思うんですが、そういった場合の送水は、いわゆる他市町から給水に来てもらえるとか、そういった体制づくりっていうのはできてるのでしょうか。
- 大下委員長 答弁を求めます。  
佐々木課長。
- 佐々木上下水道課長 少しちょっとこの整備概要については、詳しく説明しないといけないのかと思うんですけども、まずこの広域浄水場、土師ダム、これを中心に、今回再編整備をすることとしています。  
田邊委員さんおっしゃられましたように、例えば今までであれば、吉田町で、断水が起きれば、甲田とか八千代、こういうところには全く影響はなかったわけなんですけども、仮に土師の浄水場、取水ができなく

なった、水を送れなくなったと。そういう場合については、今、広島県の14市町以外、今回参加をしていない広島市であったり、呉市であったり、そういうところと災害協定、これは広島県自体で、今、結んでおります。

ですので、給水の応急対応と、そういうものについては、そういう災害が起きたときに、速やかに対応できるよう体制作りについては整えております。

以上です。

○大下委員長 ほかに質疑はありませんか。

石飛委員。

○石飛委員 この企業団の設立についての議案ということなんですが、このたび、14市町ですよ。本来では21市町が合意して行ってほしかったんですが、結果的には、14市町でゴーということではいかに得るのんでしょうけど、このたび加入されてなかった方の連携っていうものをやっばうたっであると思うんですが、その辺は企業団のほうの規約のほうにはないような気がするんですが、今後の話なのか、どのように行っていくのかというのをちょっとお尋ねしたいと思います。

○大下委員長 答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木上下水道課長 広島県広域事業団というものですから、本来全ての市町が入って、一緒に進めていく、これが最もベストな形だというふうに思っております。今回14市町しか参加をいたしません、今後も、引き続き、継続して、参加していない市町については、今からも、継続して協議を続けていこうと。そういうことについては、我々も県のほうから聞いております。

で、今参加していない市町は、例えば、先ほど言いました維持管理の部分であったり、あるいは技術提供、そういうものについては、この枠組みの中に残っております。

ですので、今後、今のこの企業団のこの組織の中に、少しでも早く入っていただくよう、今後県は努力を進めていくということになっております。ただこの規約等については、この中にはちょっと含んだものとしてなっております。

以上です。

○大下委員長 ほかに質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋田委員 この事業計画、この計画案の計画期間は、令和5年度から14年度ということで、17ページに、整備スケジュールがあって、送水施設の整備が第1期、第2期、第3期と分けてあって、第3期が、令和15年度から何かその整備計画でポンプ所とか、管路施設整備とかになってるんですが、そこところは、もう今いる10年からまた先の話になるわけで、そこらのところは、もうこの計画どおり進めるように、ちゃんとなるんでしょうか。

- 大下委員長 答弁を求めます。  
佐々木課長。
- 佐々木上下水道課長 これ、まあ、あくまでも、整備計画でありますけども、基本的にはこの整備計画で進んでいくものと考えています。  
で、最初の令和5年から令和14年度というのは、今回で言うと、高宮、美土里を除いた地区、これについて、要は集中期間ということで、約1,908億円、これをかけて行ってまいります。  
ただ、高宮、美土里についても、令和15年以降に、国交付金、これらの交付金を頂きながら、整備を続けていくというふうに考えています。
- 大下委員長 ほかに質疑はありませんか。  
石飛委員。
- 石飛委員 こういった大きな水道事業の大きな変換時期になったと思うんですが、本市は、もう、安芸高田市の水道ビジョンの策定ということで、アセットマネジメントを作成しましたよね。そのときには、未普及地帯の水道事業を立ち上げて、吉田のほうの可愛・丹比地区の簡易水道の拡張とか、本郷・原田の簡易水道の連絡管の接続等々やっていかれたと思うんですが、この未普及のところもまだあるんですが、この辺の本当に、総合的な水道事業っていう、見直しというか、改定も併せてしなくちゃいけないのではないかなという状況なんですけど、今後の見通し、本市の方向性というのは、改定されるお気持ちがあるのかどうかをお尋ねします。
- 大下委員長 答弁を求めます。  
佐々木課長。
- 佐々木上下水道課長 この未普及地域の解消、これは大変大きな課題と思っています。まだ高宮、美土里におきましては、全体で2,804人、整備戸数でいうと1,396戸。まだ整備戸数残っている状況でございます。  
今後、今、未給水の地域につきましては、担当課のほうで、課題の整理については行っております。企業団に行って、速やかにそれらが検討できる、そういう体制、それを整えておるところでございます。  
当然、要望等もございますので、しっかり検討したいと思っておりますが、やはり費用対効果ということを考えれば、今でも非常に費用対効果としては厳しい、そういう状況。  
そこからさらに10年後といいますと、さらにもっと人口減、そういうことになりまして、費用対効果、さらにもっと薄れるということになってまいりますので、そこらも考えながら、今後しっかり検討してまいりたいと思っております。
- 大下委員長 ほかに質疑はありますか。  
児玉委員。
- 児玉委員 今の質問の関連なんですけど、いわゆる安芸高田市だけじゃなくて、これ、今回一緒になる14の町で同様のことが多分あるんじゃないかと思うんです。  
そう考えると、これ安芸高田市だけの問題じゃなくて、やっぱりこの

連合体の中で議論をして、どういう方向でいくか。非常に財政的には厳しいのは、これ御説明のとおりだと思うんで、安芸高田市だけじゃなくて全体としての方向として、やはり立案していただきたいと思うんですけどいかがでしょうか。

○大下委員長 答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木上下水道課長 全体で考えられるかどうかということになるんですが、先ほど説明の中でも申しましたように、今後、企業団に行っても、会計の区分というのは別々です。

ですから、安芸高田市のことは、安芸高田市の中で考えていかなければならないというふうなことになりますので、しっかり、課題解消に向けて、しっかり協議、検討して、なるべく、そういったものが達成できるよう、努力はしたいと考えております。

○大下委員長 ほかに質疑はありますか。

芦田委員。

○芦田委員 企業団の、今、17ページに、安芸高田市の事業費が86億円になってますが、企業団全体での整備事業費は大体どれくらいなのか、金額を。

○大下委員長 答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木上下水道課長 ここについての86億円というのは、本市の整備事業費ということになります。これは10年間で行うものとしています。先ほどちょっと言ったんですけども、この10年間で、広島県の全体でいうと、1,908億円ということで、これが整備費用となっています。

まだそこから先については、試算等もしておるんですけども、まだあまり正確な数字ではないというふうに思っていますので、ちょっと言われないところがございます。

以上です。

○大下委員長 芦田委員。

○芦田委員 ありがとうございます。企業団の14市町の多くは、人口減少が非常に進んでるところが、ほとんどなんですけど、人口減少がこれからますます進んでいく中で、先ほどちょっと説明もありましたけど、水道料金は今からどうなっていくのか。分かる範囲でお答えください。

○大下委員長 答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木上下水道課長 今回、資料をお付けしておりますんですけども、5ページなんですけども、今回、10年、40年を単独経営で維持する場合と、統合した場合、これを単純に比較したもの、これを載せています。

令和14年度、今から10年後で、今の料金の1.55倍必要と。40年後でいうと2.15倍というふうには書いてあります。

今後、人口減によりまして、収入は減っております。で、実は企業団に行って、令和6年7年度で料金の検討、これを行って、令和8年度から、

料金改正、これをしていくという計画、今、立てています。

しかしながら、水道も大変厳しい状況なんですけども、上下水道料金ということで、今まで市は料金改定を行っています。

で、下水道料金、これについても、当然改定をしていく必要がございますが、下水の会計が、非常に厳しい状況となっております、大変切迫した切羽詰まった、そういう状態となっております。

ですので、下水は、令和8年度まで、料金改定せずに待てるかということになると、非常に厳しい状況となっておりますので、水道のほうは令和8年度に改定予定を考えていますけども、今現在は前倒ししないといけないだろうとそうように考えています。

○大下委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○大下委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○大下委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第53号「広島県水道広域連合企業団の設立について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大下委員長 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第53号の審査を終了いたします。

ここで、説明員退席のため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 9時39分 休憩

午前 9時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下委員長 休憩を閉じて、再開いたします。

次に、その他の項に移ります。

「閉会中の継続調査事項」について、御協議お願いいたします。

皆さんから、閉会中の調査事項について、御意見を伺いたいと思います。

意見がありますでしょうか。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 9時41分 休憩

午前 9時41分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

それでは、先ほど御意見を頂きましたとおり、別紙一覧を継続調査事

項として、37件の継続調査事項を今までどおり調査事項として行いたいというふうに思います。

定例会最終日に閉会中の継続調査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○大下委員長 異議がありませんので、さよう取り計らいます。  
そのほかに、皆さんから何かございますでしょうか。

〔意見なし〕

○大下委員長 ないようでしたら、これで「その他の項」を終わります。  
なお、本日の議案審査に係る委員会報告書の作成について、皆さんから御意見を頂きます。

〔委員長に一任〕

○大下委員長 それでは、「委員会報告書」の作成については、正副委員長に御一任  
いただくことで御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○大下委員長 異議がありませんので、さよう決しました。  
以上で、本日の委員会の議事は全て終了いたしました。  
これをもって、第10回産業厚生常任委員会を閉会いたします。  
御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前 9時42分 閉会